

第 2 2 期 第 3 9 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年12月17日（火）午後3時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネットの間」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	堀内会長	堀 内 精 二
	堀内会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	田 村 義 夫
	〃	野 土 一 公
	〃	黒 滝 洋 子
〃	東 信 行	
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 総括主幹	長 根 幸 人
	西北地方水産事務所 水産普及課長	藤 川 義 一
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
事 務 局	海区漁業調整委員会事務局 事務局長	三 橋 潤 一 郎
	〃 主幹専門員	田 中 規 雄
	〃 技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

第1号議案：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第22期第39回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど、事務局から説明があったとおり、議題として、議案1件が予定されていますので、各委員の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える9名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、柴田委員と尾野委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、堀内会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文でございます。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

堀内会長

それでは、県の方から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、堀内会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、県の方から補足説明させていただきます。

資料の方は、1枚をおめくりいただいて、2ページ目を御覧いただきたいと思えます。

いつものように上段でいうところの漁業種類、それから漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶の数について説明させていただきます。

最初ですが、こちらは、なまこ雑けた網漁業でございます。

2段に分かれておりまして、上段の方が、西共27号ということで、竜飛今別漁協の組合員行使権者で16隻となっております。

下段の方ですが、こちらの方は、西共第25号ということで、こちらも竜飛今別漁協と三厩漁協の組合員行使権者ということで、24隻となっております。

2ページ目の一番下の段ですが、こちらの方は、うに雑けた網漁業でございます。

西共第25号ということで、竜飛今別漁協と三厩漁協で24隻となっております。

続いて、3ページ目に参ります。

3ページ目の方としては、ほっけ・めばる固定式刺し網漁業でございます。

深浦町に住所を有する者ということで、5隻となっております。

続いて4ページ目では、かれい固定式刺し網漁業でございます。こちらは、青森市に漁業拠点を有する者ということで1隻となっております。

続いて、5ページ目に参ります。

こちらは、やりいか光力利用敷網漁業でございます。

最初の5ページ目ですが、こちらは3段に分かれておりまして、一番上が中泊町大字小泊ということで、小泊漁協の地区の漁業者が19隻、中段が下前漁協の地区の漁業者が10隻、下段の方が鯡ヶ沢町漁協の地区の漁業者が15隻となっております。

続いて、6ページ目でございます。

こちらの6ページ上段ですが、こちらは、新深浦町漁協の旧大戸瀬の地区の漁業者が8隻、下段の方が、風合瀬漁協の地区の漁業者で2隻となっております。

続いて、7ページ目でございますが、同じくこちらは風合瀬漁協の地区で5隻となっております。

7ページ目の下段の方が、こちらが新深浦町漁協の舳作支所の地区で3隻となっております。

続いて、8ページ目でございます。

こちらの上段の方が同じく舳作支所で4隻でございます。

下段の方は、こちらは、新深浦町漁協の岩崎支所で1隻となっております。

以上がやりいか光力利用敷網漁業でございますが、最後の9ページ目を御覧いただければと思いますが、こちらは、べにずわいがにかご漁業でございます。

こちらは、深浦町に住所を有する者ということで、1隻となっております。

県の方からの補足説明は以上でございますけれども、追加でご説明させていただきたいんですけども、堀内会長、よろしいでしょうか。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、従来からお話されています、資料の方の5ページ目の方を御覧いただければと思います。

こちらは、やりいか光力利用敷網漁業、中段が、先ほど申し上げましたけども、下前漁協の方で10隻というふうになってございます。こちらの方につきましては、度々委員会の方でも触れさせていただいているところですけども、改めてまた、この場で経緯等について御説明させていただきたいと思っておりますけども。

こちらのやりいか光力利用敷網漁業については、従来、下前漁協と沖底さんの方とのやり取りを制限措置をかけていたところなんですけども。昨年、この両者の関係が

ありまして、それまでのやり方ができなくなったということで、昨年に引き続き、今年度も当課の方から下前漁協と漁業者会の方に調整会議を開催すると、今年の11月18日に開催するということを通知申し上げたところでしたけども。漁業者会の方から出席できないと御連絡をいただきまして、実際には協議の方が成立しませんでした。

これによって、当課の方から同じく11月15日付けで沖底さんの方に対して昨年と同様に制限措置に係る漁業調整上の意見というものを文書照会させていただいたところでもございました。

そして、同じく11月27日付けで沖底さんの方から意見が提出されたところでもございます。

この内容を拝見しますと、勿論、いろいろ記載されておりましたが、基本的には、昨年度と同じ意見の内容ということでありまして、要約いたしますと、まずは、やはり下前漁協による無免許のほたて養殖事業の実態が確認されて以降、その反省と信頼関係の構築のため下前漁協と漁業者会、いわゆる沖底との間で各種漁業の操業において協定等を作成するということを申し合わせていたんだけれども、下前漁協の方から漁業者会に連絡等が一切なくて、下前漁協において申し合わせ対象となる漁業は廃業するものと認識しているんだけれども、今後、下前漁協等から申し出があった場合は、しかるべき対応を検討していきたいと。

従って、今回、今般のやりいか光力利用敷網漁業に係る漁業の許可の制限措置からは、下前漁協を削除する、もしくは下前漁協と漁業者会との間の協定の締結を許可または操業の条件とするということであれば削除する必要はないといった意見でもございました。

こちらでも昨年も同じような説明をさせていただいたところですが、これにつきまして、私共の方でもいろいろ検討させていただいたんですけども、やはりこちらでも昨年と同様に無免許のほたてがい養殖というのは、実際には、平成27年から平成30年にかけて、当時の西北地方水産事務所、当時でいえば鮎ヶ沢水産事務所と下前漁協がほたてがい養殖試験を実施した際に養殖施設が沖底の操業区域内に設置され試験が実施されたという事実はございましたけれども、しかしながら、この養殖試験というのは、県、すなわち当時の鮎ヶ沢水産事務所が主体となって実施したということでありまして、下前漁協が無許可で養殖を実施したということではないというふうな認識でもございます。

こちらでも、昨年と同様の回答をいただき、この委員会でも、同じ説明をさせていただいているところでもございます。

また、この件を契機といたしまして、下前漁協さんの方と漁業者会の方とが申し合わせをしたということに関しましては、当時、昨年度以降ですけども、県の方では、実際には関与していませんし、これからも実際は関与するということは考えているところではございません。

ただし、一方で、漁業者の対する許可というのが、法に基づいて県知事が行うこと

とされておりますので、また、漁業の許可の制限措置に係る漁業調整というのは、各漁業が輻輳する海域における操業の安全確保、それから漁業資源の確保を目的とするということでもありますので、特定漁業者間の申し合わせということが、漁業の許可に影響を及ぼしてはいけないというふうにされておりますので、また、県が行う漁業の許可においても、漁業権者以外の同意や協定の成立を許可の要件とするということではできないというふうになってございますので、従って、漁業者会からの意見というのはあるんですけども、県としては、これまでどおり、昨年と同様に下前漁協の組合員に対しても許可申請を受け付けるというようなことを考えておりますので、今回、制限措置を作成し、諮問させていただいたところでございます。

以上につきまして、下前漁協に係る、やりいか光力利用敷網漁業の諮問についての追加説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

ただ今、県の方の説明と追加で説明があった下前のやりいかの件ですね。これに関して、皆様、何か御質問、御意見はありませんか。

それでは、私の方から確認ですが、漁業者会の方から、沖底の方から意見書が出ているんですが、県としては、それはいただいておきますが、下前から許可が出ているやりいかの件に関しては、これは、許可をせざるを得ないという。

水産振興課 野月副参事

こちらにつきましては、従来からの隻数であるとか、漁業調整に必要なものというのは変わりはございませんので、基本的には、漁業者会の意見については、下前漁協を外してということがあったんですけども、私共としては、漁業者の営業というか、操業について、それを許可にしないということは、やっぱり考えられませんので、通常どおり諮問させていただき許可をしていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど、堀内会長さんがおっしゃったとおり、許可は、基本的には県知事が許可をさせていただくという形になっておりますので、引き続き、この諮問を踏まえて許可をしていきたいと考えているところでございます。

堀内会長

はい、分かりました。

皆さん、何か御質問、御意見はないでしょうか。

私の方からは、今まで慣例で漁業者会と下前で、沖底できちんと取り交わしてはいたんですが。何年か前からちょっとこじれてきていると。何か、今回、漁業者会、沖底さんの方から許可しないでくれっていうのがあったんですが。これは、やっぱり厳しいのかなと。

下前さん、10隻出ていますので、皆さん、どうでしょうか。前回、前々回、昨年度からでも、これをなかなか意見が統一できる事案ではなかったのは、委員の皆さん、御存じかと思います。

沖底さんの今までの経緯からも、沖底さんの方で述べたいことは十分承知しております。ですが、我々は、海区漁業調整委員としては、あくまでも漁業者の側に立った調整をしていかないとダメなのではないかと。当事者同士の争いという、そういう構図にはなっているんですが。漁業者から10隻、やりいかの許可の申請が出ているのであれば、許可を出すのが海区としては良いのではないかと、私は思いますが。皆さん、いかがでしょうか。

柴田委員

すみません。

そもそも、私、勉強不足で申し訳ないんですけども。許可をしないでくださいという、その理由、何でこれからやりいかを獲りたいと申請しているのに対して許可、県の方に許可をしないでくださいという、そもそもの理由、いまいち、私、ピンとこないんですけども。

堀内会長

私の方から？県の方で？

水産振興課 野月副参事

沖底さんの方から許可をしないで欲しいという具体的なものということではなくて、制限措置の方からは、下前漁協の方を外して欲しいという言い方ですね。配慮して欲しいという言い方。ということで、文面、確か意見として、それを外す、私共、県の方としては、いろんな各漁協さんの方がやりいかの光力利用の漁業にとって、漁業について、下前の漁業者さんだけを外す理由がないということも勿論ございますし、それは、やっぱり漁業者の生活を第一に私共、行政としても第一に考えていくということもございますので。そこは、なかなか、意見としては賜りますけども、それに基づいて許可しない、または、その前提となる今回のような諮問の対象にしないということは考えていないということでございます。

堀内会長

柴田さん、沖底の引くラインに、前にほたての養殖をやっていたと、ということですか。これに関わって、私の方からちょっと発言します。

沖底の引っ張るラインに、昔、平成27年か平成30年、下前でほたての釣りの養殖をしていたと。そこが、沖底が通るラインなのに協議しないでやっただと。多分、そういう経緯があったんではないかと思うんですけど。

柴田委員

それを沖底が未だにもって根に持っているような感じ、はっきり喋ればそういう感じですが・・・。

堀内会長

それでは、ここで休憩にします。

・・・・・・・・・・ 休憩（午後3時50分から午後4時15分）・・・・・・・・・・

堀内会長

それでは、休憩を解いて審議に入ります。

先ほど、柴田委員からの御質問等がありましたが、その他に御質問、御意見等はありませんでしょうか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

他に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限の内容等について（諮問）」は諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いいたします。

それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上をもちまして、第22期 第39回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後4時20分